

# 山口県報

平成26年  
1月24日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
保安林の指定(萩市)(森林整備課).....
- 公告  
契約の締結(情報企画課).....
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課).....



### 山口県告示第三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 保安林の所在場所  
萩市大字佐々並字長瀬六一から六三まで、字東長瀬一〇一六、一〇一八、一〇一九の二から一〇一九の三まで、一〇二〇、一〇二二
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
萩市大字佐々並字東長瀬一〇一六・一〇一八・一〇一九の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一〇一九の三
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。



#### (一四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子県庁基幹システム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十五年十一月十二日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立ソリューションズ 東京都品川区東品川四丁目二番七号
- 六 落札金額  
十億千二百八十五万円

七 入札公告日

平成二十五年八月二十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

(二五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年二月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 TO BE

代 表 者 の 氏 名 伊藤 康文

主たる事務所の所在地 宇部市居能町三丁目一三番二七号

三 定款に記載された目的

障がいを持つ子ども及び障がいを持つおとなに対して、安心して過ごせる場所を提供すると共に、基本的な生活習慣を身につける場、学習の場を提供し、家族の手助けをする事業を行うことにより、女性の社会進出を支援し、安心して子育てができる地域社会の実現、福祉の増進に寄与すること。

(二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年八月二十七日山口県公告（三〇二）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス平井店

所在地 山口市平井字大道二二一六

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求めらる。

(二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年八月二十七日山口県公告（三〇三）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス古泉店

所在地 周南市古泉一丁目一〇七四の一

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求めらる。

(一八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年八月二十七日山口県公告(三〇四)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店

所在地 宇部市大字際波一三二二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年八月二十七日山口県公告(三〇五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年八月二十七日山口県公告(三〇六)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分二八七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年八月二十七日山口県公告(三〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成  
二十六年  
二月  
二十四日  
印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
県知事  
庁